

学校感染症について

以下の感染症と診断された場合は、発症日、受診日、登校許可日等を学校までお知らせください。
登校再開については、主治医の指示に従ってください。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

(学校保健安全法施行規則第18条)

種類	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルス）、 中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルス）、 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（ 新型コロナウィルス感染症 ）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある：溶連菌感染症、感染症胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで